

春日市廃食用油の回収及び再資源化事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「廃食用油の回収及び再資源化事業」に係る契約の相手方となる事業者（以下「受注者」という。）を選定するにあたり、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施方法や参加方法等に関して必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

「廃食用油の回収及び再資源化事業業務仕様書」に記載しているとおり
ただし、契約時における仕様書は、受注者補者として選定された事業者の提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日（日）まで

4 参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 春日市一般(指名)競争入札参加資格等に関する規程(平成 8 年 5 月告示第 65 号)第 3 条に規定する令和 8・9 年度の有資格業者である、又は同等の参加資格があると認められる者（※）であること。

※有資格業者の決定をうけていない者については、参加表明書の提出に併せて、春日市一般（指名）競争入札参加資格審査申請書類と同様の書類を提出すること。

- (2) 春日市から指名停止措置又は排除措置を受けていないこと。
- (3) 過去 5 年間で、本業務と同種又は類似業務について、国、地方公共団体等と契約実績があること。

5 参加表明に関する事項

- (1) 提出書類（各 1 部）

- ア 様式第 1 号「参加表明書」
- イ 様式第 2 号「業務履歴書①」
- ウ 会社概要

- (2) 提出期間

令和 8 年 10 月 7 日（水）から 11 月 4 日（水）午後 5 時まで

(3) 提出方法

提出書類を下記 15 の問合せ先に持参又は郵送（必着）で提出すること。

6 質問に関する事項

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合は、様式第 3 号「質問書」に質問事項を記載し、令和 8 年 11 月 5 日（木）午後 5 時までに下記 15 の問合せ先に電子メールで提出すること。

なお、質問に対する回答は、参加表明者全員に対して様式第 4 号「回答書」により、令和 8 年 11 月 9 日（月）に電子メールで行う。

7 企画提案書等の提出に関する事項

(1) 上記 5 の参加表明書を提出した者は、様式第 5 号「企画提案書」に、次の項目を内容とする企画提案書を添付して提出すること。提出する用紙は、全て A 4 版とすること。

①様式第 6 号「企画提案書表紙」

②様式第 7 号「業務実施体制」

③企画提案内容（様式は任意）

仕様書の項目に対し具体的な提案を 20 ページ以内で記載すること。

④様式第 8 号「業務履歴書②」

⑤見積書（様式は任意）

経費の内訳を記載すること。

(2) 提出期間

令和 8 年 11 月 9 日（月）から令和 8 年 11 月 16 日（月）午後 5 時まで

(3) 提出方法

提出書類を下記 15 の問合せ先に持参又は郵送（必着）で提出すること。

(4) 提出部数（紙ベース）

正本 1 部、副本 7 部（副本については複写可とする。）

(5) 電子データの提出

プレゼンテーション審査にて、プロジェクター等を使用する場合には、使用する電子データを記録した CD-R もしくは DVD-R ディスクを、令和 8 年 11 月 18 日（水）までに下記 15 の問合せ先に送付すること。

8 候補者の選定方法

(1) 事前審査

応募者が 5 者を超える場合は、企画提案書のみによる事前審査を実施し、下記 11 の審査委員会において、下記 9 の評価基準に基づき評価採点を行い、

プレゼンテーションの参加者を上位 5 者とする。なお、事前審査の結果は令和 8 年 11 月 18 日（水）に応募者全員への電子メール及び書面（様式第 9 - 1 号）にて通知する。

（2）プレゼンテーション審査

候補者の選定は、下記 11 の審査委員会において、提出された企画提案書の内容及び下記 10 のプレゼンテーションについて、下記 9 の評価基準に基づき評価採点を行い、その合計点数が最も高いものを選定し、候補者として特定する。

各委員の点数の合計点が最も高い提案者が複数あった場合は、下記 9 の評価基準のうち「提案内容」の点数を比較し決定する。それでも差がつかない場合は、下記 9 の評価基準のうち「業務実施体制」、次いで「買取金額」を比較し決定する。

なお、審査は、非公開とする。

また、審査委員会で評価された評価点について、60 点以上の評価点であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。

9 評価基準

評価項目	着眼点	配点
会社概要 業務実績	経営母体の財務の健全性、安定性等が十分であるか。	5
	本事業を行うだけの経験と業務実績があるか	5
業務実施体制	収集運搬体制が整っているか。	10
	事故対応時の体制は整っているか。	10
	法令を遵守しているか。	10
業務実施計画	適正な再資源化を行えるか。	15
	回収拠点の初期導入、追加導入、撤去などの整備体制が整っているか。	20
	再資源化したものの活用先は確保しているか。	5
独自提案	提案者の創意工夫により、回収率の向上を見込めるか。	15
買取金額	廃食油の買取価格は適正であるか	5

10 プレゼンテーション審査

(1) 実施予定日時

令和8年11月20日（金）午後1時30分から午後5時

(2) 実施場所

春日市役所 本庁舎4階 405会議室

(3) 実施方法

企画提案書について30分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）とする。

(4) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し、書面により通知する。

(5) その他

プレゼンテーションの実施順は参加表明書の受付順とし、日時等の詳細は別途通知する。

11 審査委員会の構成

本業務審査委員会の委員は、委員長を協働推進部長、副委員長を経営企画部長とし、春日市職員から7名の範囲内で構成する。

なお、上記の審査員がやむを得ず審査に参加できない場合は、当該審査員が指名する者を審査員とすることがある。また、事務局は環境課に置く。

12 留意事項

(1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。

(2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。

(3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

(4) 参加表明書及び企画提案書は、審査等本業務に係る事務手続き以外の目的で、提出者に無断で使用しない。

(5) 参加表明書及び企画提案書に記載した企画提案責任者及び予定担当者は、原則として変更できない。

ただし、病休、死亡、退職等の特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの市の了承を得なければならない。

(6) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載があった場合は、提出のあった参加表明書及び企画提案書を無効とする。

13 契約

市は契約締結に向けて、候補者と業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、業務委託契約の締結を行う。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。

14 全体スケジュール

項目	期間・期限等
参加表明書の提出期間	令和8年10月7日（水）～11月4日（水）
質問の受付期間	令和8年10月7日（水）～11月5日（木）
質問への回答日	令和8年11月9日（月）
企画提案書等の提出期間	令和8年11月9日（月）～11月16日（月）
事前審査結果通知（※）	令和8年11月18日（水）
プレゼンテーション審査	令和8年11月20日（金）
審査結果通知	令和8年11月27日（金）

※応募者が5者を超える場合に限り、企画提案書のみによる事前審査を実施し、審査結果を通知します。

15 問合せ先

春日市 協働推進部 環境課 ごみ減量担当
〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5
T E L : 092-584-1111（内線 3803、3804）
F A X : 092-584-1147
E-mail : gomigen@city.kasuga.fukuoka.jp